

先物・オプション取引規定 該当箇所の新旧対照表

(下線部分改定)

頁	新	旧	備考
2	<p>第6条（証拠金の預託および買付代金の前受）</p> <p>(1) お客様は、先物取引の新規注文およびオプション取引の新規売買注文を発注する場合は、<u>日本証券クリアリング機構が定める証拠金計算方式に基づき当社が別に定める証拠金</u>（必要証拠金）の額以上の金銭を、注文に先立って当社に差し入れるものとします。</p> <p>(2) お客様は、オプション取引の新規買建注文を発注する場合は、オプションプレミアムの額に基づき当社が別に定める額以上の金銭を、注文に先立って当社に差し入れるものとします。</p> <p>(3) 証拠金の預託は、当社の定めたルールにより行うものとします。</p>	<p>第6条（証拠金の預託および買付代金の前受）</p> <p>(1) お客様は、先物取引の新規注文およびオプション取引の新規売買注文を発注する場合は、<u>日本証券クリアリング機構が定めるSPAN証拠金の額にもとづき当社が定める証拠金</u>（必要証拠金）の額以上の金銭を、注文に先立って当社に差し入れるものとします。</p> <p>(2) お客様は、オプション取引の新規買建注文を発注する場合は、オプションプレミアムの額にもとづき当社が別に定める額以上の金銭を、注文に先立って当社に差し入れるものとします。</p> <p>(3) 証拠金の預託は、当社の定めたルールにより行うものとします。</p>	改定
2	<p>第7条（必要証拠金）</p> <p>(1) 先物取引の建玉1単位当たりの必要証拠金は、<u>日本証券クリアリング機構が定める証拠金計算方式に基づき当社が別に定めるものとします。</u></p> <p>(2) オプション取引の売建玉1単位当たりの必要証拠金は、<u>日本証券クリアリング機構が定める証拠金計算方式に基づき当社が別に定めるものとします。</u></p>	<p>第7条（必要証拠金）</p> <p>(1) 先物取引の建玉1単位当たりの必要証拠金は、<u>日本証券クリアリング機構が定めるSPAN証拠金の額にもとづき当社が別に定めるものとします。</u></p> <p>(2) オプション取引の売建玉1単位当たりの必要証拠金は、<u>日本証券クリアリング機構が定めるSPAN証拠金の額にもとづき当社が別に定めるものとします。</u></p>	改定
6	<p style="text-align: center;"><u>(2023年11月6日)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(2023年5月29日)</u></p>	年月日の変更

以上